

国会あて署名

空襲被害者の人間回復のための立法を求める署名

衆議院 議長 様

参議院 議長 様

東京大空襲訴訟は1945年の東京空襲の被害者131名が国の責任を迫及して損害賠償等を求めた集団訴訟です。原告は高齢であり残された時間はほとんどありません。

空襲被害者の思い

東京空襲の被害は被害当日にとどまるものではありません。戦後長く、そして現在までその被害は継続しています。

空襲被害者は思います。

「人の命に尊い命とそうでない命があるのか」

「なぜヨーロッパ諸国のように、民間の戦争被害者を戦争被害者と認めないのか」

「なぜ、日本では、軍人と民間人を平等に扱わないのか」

議員立法の努力

空襲被害への援護を求める「戦時災害援護法案」は、1972年に議員立法として初めて提案され、以来14回にわたり国会で立法のための議論がなされてきました。しかし、政府は「国との身分関係はない」「戦争被害は受忍をしなければならない」として認めませんでした。しかし粘り強い立法運動は全国でいまもつづけられています。

立法を通じての解決を求めた東京地裁判決

2009年12月14日の東京地裁判決は原告の請求を棄却しましたが、「原告らの受けた苦痛や労苦には計り知れないものがあつたことは明らかである」としました。そして、判決は「被害者の実態調査や、死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけ配慮することは、国家の道義的義務である」とし、「一般戦争被害者を含めた戦争被害者に対する救済、援助」は、国会が「立法を通じて解決すべき問題である」と明言しました。

要請事項

空襲被害者の人間回復のための差別なき戦後補償の立法を実現してください。

名 前	住 所

取扱い団体・個人